

平成 30 年 9 月 19 日

公益財団法人庭野平和財団
理事長 庭野 浩士 様

コード番号：17-A1-215
特定非営利活動法人ケニアの未来
ケニア事業担当 橋場美奈

平成 29 年度報告書

「ケニアの地域社会の保護司による少年・青年の更生支援事業」

1. 団体および実施事業の紹介

特定非営利活動法人ケニアの未来は、ケニアで特別なケアと保護を必要とする子どもたちを地域社会が守っていくことを目指し活動しています。この特別なケアと保護を必要とする子どもとは、虐待の被害児、孤児、さまざまな障害を抱えた子ども、遺棄された子どもなどが含まれますが、その中に罪を犯したとされる非行少年が含まれます。このような非行少年への支援は非常に限られています。特に地域社会の中でこのような子どもへの取り組みは非常に希少です。非行性がない子どもも少年院や更生学校などの矯正施設へ送致されていることが多く、これを問題視し、地域社会の中でこのような子どもの保護や育成を図りたいと考えています。当事業では、地域社会の中での非行少年の監督を任務とするケニア政府の保護観察局及び6か所の保護観察所と協働して、地域社会でこのような少年の面接や見守りを行う保護司による活動の活性化をはかりました。

2. 社会に伝えたい成果や課題

本事業では、保護司が実際に担当した少年・青年の事案について、家庭を訪問し、対象者や親にインタビューをし、立ち直りへの働きかけを確認しました。中には対象者の通う学校の保護者会メンバーであったり、親戚を元々知っていたりと地域に根差したネットワークを持つ保護司もあり、それを活かし対象者に寄り添って活動していました。

ケニアのいわゆる非行少年の「非行」は、反社会的な行動や思考とは異なる場合があります。上述の特別な保護を必要とする子どものカテゴリーに非行少年の多くが属します。本事業で保護司が担当したケース中2件は、児童労働に従事中のトラブルで保護観察処分を受けています。大人に利用され、禁止区域に入り仕事をしていた時に逮捕された少年もいます。養育環境をみると、孤児、片親、親の病気などの場合、児童労働に従事していたり、また、完全にネグレクトされた孤児の少年もいました。「非行」少年というと、本人に問題があり、曲がった思考や態度を正すべきと考えますが、衣食住を自分で用意しなければならないほど追い込まれた少年も中にはいます。このような子どもには、子どもの人権上の基本的なニーズである安全な環境と衣食がまずは必要です。ケニアの「非行」少年とは、こういう子どもも含まれることを社会に伝えたいです。ケースにより、少年の非行の度合いや性格や家庭環境も違い、一括りにまとめることはできません。このことが本事業のケースを通じてわかりましたし、だからこそ、個別担当をする保護司による同じ地域に根差した見守りや支援が大切だと思います。

以上